

大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定による掲示

項目	内容
大規模小売店舗立地法 第6条第2項の規定による届出年月日	令和6年10月11日
大規模小売店舗の建物設置者	株式会社ジャパネットホールディングス (代表取締役 高田 旭人/長崎県佐世保市日宇町 2781 番地)
大規模小売店舗の名称	長崎スタジアムシティ
大規模小売店舗の所在地	長崎県長崎市幸町86番2、105番1の一部、茂里町8番1
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	9,518㎡

変更しようとする事項	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項			
	①小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
		変更前		変更後
	株式会社 ジャパネットたかた	午前10時00分 ～午後8時00分	株式会社 ジャパネットたかた	午前10時00分 ～午後10時00分
	ファナティクス・ ジャパン合同会社		ファナティクス・ ジャパン合同会社	
	株式会社スノーピーク		株式会社スノーピーク	
	未定（食料品）	午前9時00分 ～午後10時00分	未定（食料品）	午前9時00分 ～午後10時00分
	未定（その他物販）	午前10時00分 ～午後8時00分	未定（ドラッグストア）	
	未定（コンビニ①）	午前8時00分 ～午後9時00分	未定（その他物販）	午前10時00分 ～午後10時00分
	未定（コンビニ②）	24時間	未定（コンビニ）	24時間
②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯				
	変更前		変更後	
荷さばき施設①	午前4時00分～午後10時00分		午前4時00分～午後10時00分	
荷さばき施設②	24時間		24時間	
荷さばき施設③	午前6時00分～午後10時00分		午前6時00分～午後10時00分	
荷さばき施設④	午前6時00分～午後10時00分		午前6時00分～午後10時00分	
荷さばき施設⑤	午前6時00分～午後10時00分		24時間	
荷さばき施設⑥	午前6時00分～午後10時00分		午前6時00分～午後10時00分	

※変更後の騒音予測においては、保全対象側の建物位置において基準を下回るため、影響は軽微と予測しております。

変更予定 年月日	令和6年10月14日
変更する 理由	テナント決定により施設来訪者へのサービスを拡大し利便性を向上させるため
連絡先	株式会社エスパシオコンサルタント TEL:03-6222-2209 担当:松井 受付:月～金曜日 午前10時～午後5時
その他	<p>※説明会の開催はございませんので、本掲示をもって周知とさせていただきます。 上記届出に関して、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に定められた周辺地域の生活環境保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、長崎県に意見書を提出することができます。</p> <p>■変更届出書の縦覧場所：県政情報コーナー(県庁1階県政資料閲覧エリア内) 長崎市 経済産業部 商業振興課</p> <p>■縦覧期間：令和6年11月15日(金)～令和7年3月17日(月)</p> <p>■意見書の提出先:長崎県産業労働部経営支援課</p>